資料７

津野町行政改革基本方針（骨子案）

１．策定の趣旨

本町を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。特に、人口減少と少子高齢化の進行により、地域社会の担い手不足、行政需要の変化など、町政運営に大きな影響が生じている。加えて、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化しており、従来の行政運営の延長線上では十分な対応が難しくなっている。

一方で、デジタル技術の進展は、行政サービスの在り方や業務の進め方を大きく変える可能性を持っている。限られた人員・財源の中でも、行政サービスの質を維持・向上させるためには、業務の見直し、組織体制の最適化、広域連携や官民連携の推進など、不断の行政改革が求められる。

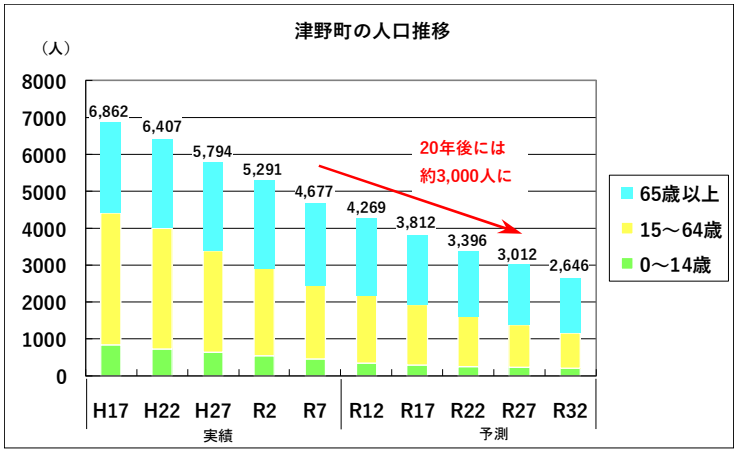
こうした状況を踏まえ、本町においては、将来にわたり持続可能な行財政運営を実現し、必要な行政サービスを安定的に提供し続けるため、行政改革の基本的な方向性を示す「津野町行政改革基本方針」を策定する。

２．背景

（１）人口減少への対応

本町では人口減少と少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少により、地域経済や地域活動の担い手不足が懸念されている。今後、人口減少がさらに進行した場合には、行政運営においても、必要な職員数の確保が困難になることや税収の減少、公共サービスの維持コストの増大など、より厳しい環境に直面することが懸念される。

このような中では、従来と同じ仕組みを維持するのではなく、人口規模や地域実情に見合った行政サービス提供体制へと再構築していく視点が必要である。



（２）行政課題の多様化・複雑化

福祉、防災、子育て支援、地域交通、空き家対策、産業振興、脱炭素、地域コミュニティの維持など、行政が対応すべき課題は年々多様化・複雑化している。単一の部署だけでは解決が困難な課題も増えており、各課横断的な対応や、住民、地域団体、事業者、関係機関等との連携がこれまで以上に重要となっている。

（３）デジタル化への対応

住民の生活様式や価値観の変化に伴い、行政サービスにも利便性・迅速性・分かりやすさが求められている。デジタル技術の活用は、住民の利便性向上だけでなく、職員の業務負担軽減、事務の正確性向上、意思決定の迅速化にも資するものである。

今後は、単なるシステム導入にとどまらず、業務そのものを見直し、デジタルを前提とした行政運営へ転換していく必要がある。

３．基本理念

（１）スマートシュリンク

人口減少社会においては、拡大を前提とした行政運営から、地域規模や財政規模に応じて最適化された持続可能な行政運営への転換が必要である。本町では、この考え方を「スマートシュリンク」と位置付ける。

スマートシュリンクとは、単に行政サービスを縮小することではなく、真に必要な機能を見極め、限られた経営資源を重点的・効果的に配分しながら、住民生活に必要なサービスを持続可能な形で維持していく考え方である。施設、事業、組織、業務の在り方を見直しながら、地域の実情に即した最適な行政運営を進める。

（２）職員の意識改革

行政改革を着実に進めるためには、制度や仕組みの見直しに加え、これを担う職員一人ひとりの意識改革が不可欠である。前例踏襲にとらわれず、常に課題意識を持ち、改善を積み重ねる組織風土を醸成する必要がある。

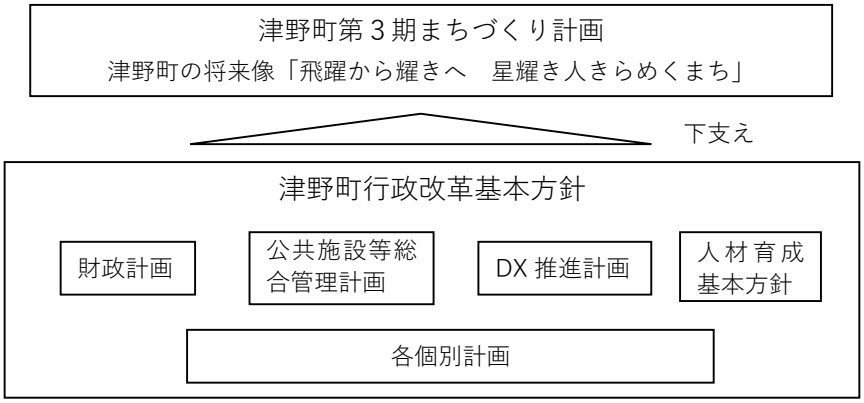
職員には、住民目線、コスト意識、スピード感、柔軟な発想、チャレンジ精神を持って業務に取り組むことが求められる。また、組織としても、職員が主体的に提案し、学び、挑戦できる環境づくりを進める。

4．計画の位置づけ

本基本方針は、本町の行財政運営に関する改革の基本的な方向性を示すものであり、町政全般に関わる横断的な指針として位置付ける。

また、次の関連計画と整合を図りながら、一体的に推進する。

＜関連計画との関係イメージ＞



5．計画期間

本基本方針の計画期間は、津野町第３期まちづくり計画の前期基本計画の計画期間に合わせ、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とする。

なお、社会情勢の変化や制度改正、財政状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

6．基本方針

基本方針１　組織力の強化

多様化・複雑化する行政課題に対応するためには、組織全体の機動力と対応力を高める必要がある。このため、組織体制の見直し、人材育成、職員の能力発揮を通じて、強い組織づくりを進める。

○施策項目

１.組織体制の見直し	人口減少や多様化・複雑化する行政課題に対応するため、組織全体の機動力と対応力を高めることを目的に、現行の組織体制を見直す。分庁方式については、業務の分散を整理し、今後のあり方も含めて検討する。機能の

	集約と窓口機能の維持を両立させ、地域に必要なサービスを確保しながら効率的な行政運営を実現する。
2. 事務分掌の最適化	行政需要や住民サービスの変化に対応するため、各課の事務分掌、担当課、窓口配置を点検し、福祉・医療分野、公共施設管理などの所管整理・一元化、最適化を検討する。
3. 意思決定プロセス・情報共有の強化	ボトムアップ型の提案・協議の仕組みを整え、各種計画と事業の連動、事業目的の明確化、協議結果のフィードバック、指示事項の共有徹底を図る。
4. 人材確保と適正配置の推進	専門職を含む多様な人材の確保や広域連携による確保について、その可能性を検討する。また、人材育成の視点を組み込んだ人事配置を行うとともに、業務量や組織運営上の課題を踏まえた配置ニーズに基づき、適正な人員配置を進める。
5. 人材育成の推進	こうち人づくり広域連合による研修と、成長を支える職場づくり事業により体系的に実施するとともに、各職場において、指導・助言や振り返りを通じた OJT を計画的かつ継続的に実施する。また、業務改善推進リーダーを核とした育成の取組などを体系化し、職員の能力開発を全庁的に推進する。
6. 働き方改革と職場環境の改善	ワーク・ライフ・バランスの推進や心身の健康の保持に取り組むとともに、短時間勤務やフレックスタイム制等の多様な働き方を検討し、業務効率化と両立できる職場環境の整備を進める。
7. 職員の意識改革	基本理念に掲げる意識改革を実践に移すため、年齢や経験にかかわらず、職員が自ら考え、主体的に業務改善や政策提案に取り組む機会を設ける。あわせて管理職のマネジメント力を高め、職員の主体的な取組を後押しする。
8. 横断的な組織風土の醸成	上司と部下の双方向のコミュニケーションを促進し、情報共有や課題の共有を図る。部署横断的な協議の場を設けるなど、縦割りを解消して組織全体で課題解決に取り組み、職場風土の改革を進める。風通しの良い職場づくりを通じて、安心して提案・相談できる関係を築く。

基本方針 2　効果的・効率的な行政運営

限られた人員・財源の中で行政サービスを持続可能なものとするためには、事務事業の選

択と集中を進め、業務の効率化とサービスの質の向上を両立させる必要がある。このため、業務の見直しやデジタル技術の活用を進め、スマートで効率的な行政運営を推進する。

○施策項目

1．事務事業の見直し	各事務事業、補助事業について、事業評価を行い、目的・効果・必要性などを総点検し、廃止、集約、統合や補助事業の基準設定などを進める。
2．事務の効率化	各種様式の統一化、共有フォルダ、グループウェア等の情報共有ルールを整理し、事務処理の標準化により効率化を図る。また、専決決裁規定の見直しにより、意思決定の迅速化と責任範囲の明確化を図る。
3．事務手続の簡素化	押印省略や公印の省略・電子公印の導入により、手続の簡素化を図ることで、紙中心の事務手続を見直し、事務処理の迅速化と利便性の向上を実現する。
4．財産管理の適正化	町が所有する土地・建物等の公有財産について、利用状況や保有の必要性を点検し、遊休財産の売却や貸付など、適正な管理と有効活用を進める。また、各課で分散管理している備品、公用車等を点検し、重複保有や管理事務を削減するため、一括管理・共同利用の仕組みを検討する。
5．窓口改革と住民サービスの向上	窓口受付時間、書かない窓口、オンライン申請、コンビニ交付等を活用し、待ち時間短縮、案内の分かりやすさ、住民利便性の向上を図る。
6．庁内業務 DX・ペーパーレスの推進	電子決裁、文書電子化、Web 会議、生成 AI、ディスプレイ活用、AI-OCR、RPA 導入などにより庁内業務の効率化を進める。

基本方針 3　連携・協働の推進

地域課題の解決や持続可能な行政運営を実現するためには、行政だけで全てを担うのではなく、多様な主体との連携・協働を進めることが重要である。住民、地域団体、事業者、NPO、近隣自治体、関係機関などとの役割分担を明確にしながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進める。

○施策項目

1．地域コミュニティとの協働体制の構築	行政と地域の役割分担を整理し、パートナーシップを高めながら協働による施策推進体制を整え、地域課題を共有・解決する仕組みを構築

	する。
２．民間活力・大学・各種団体との連携	商工会、町内外の事業者、福祉事業者等との連携により、事務事業やイベント、広報、製造・販売、福祉分野等について、部分委託から一括委託まで効果的な民間活用を検討する。また、公共施設や公共サービスについては、民間の資金や知見を活用した PFI 等の導入可能性を検討する。さらに、大学や各種団体等との連携を強化し、その知見や資源の活用を図る。
３．広域連携・共同処理の推進	システム共同調達、橋梁等インフラ点検、各種健診、審査会等の共同実施、専門職の共同確保など、他自治体との広域連携により効率化や専門性確保が見込める業務を検討する。

基本方針４　財政基盤の強化

将来にわたり安定的な行政サービスを提供するためには、健全で持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。このため、歳入確保と歳出見直しの両面から財政運営の強化を図るとともに、中長期的な視点に立った財政マネジメントを推進する。

○施策項目

１．公共施設等の適正配置	小中学校、給食センター、体育館、公衆トイレ、公園等について、人口減少や利用状況を踏まえ、統合・廃止・長寿命化を含めた適正配置を進める。
２．公共サービス提供体制の再構築	診療所、老人ホーム等について、持続可能なサービス提供体制を検討し、住民生活への影響を踏まえながら統合・再編・運営改善を進める。
３．補助金・負担金等の適正化	各種補助事業について、目的、効果、重複、受益者負担の妥当性を検証し、見直しを行うとともに補助基準の策定を行う。
４．公営企業・インフラの持続可能化	水道事業、浄化槽、道路、橋りょう、不燃ごみストックヤード等について、将来負担や維持管理コストを踏まえ、料金・管理方式及び整備水準を見直すとともに、水道事業など、採択済みの事業を含め、新規整備の必要性を再検証する。
５．建設事業の全体計画の策定	土木・建築を含む建設事業など大型事業の全体計画を作成し、財政見通しに基づく事業費の平準化と優先順位づけを行う。

6．受益者負担の適正化	安定した行政経営を将来にわたり行うため、各種使用料・手数料など、受益者負担の適正化に努めるとともに、行政サービスの利用に見合った適正な料金のあり方を検討します。
7．ふるさと納税事業の強化	返礼品の充実や地域資源の活用、効果的な情報発信によりふるさと納税の増加に取り組み、自主財源の確保・拡充を図る。
8．特定財源の確保	国や県の補助金等を積極的に活用し、事業実施のための財源確保に努める。

7．推進体制

行政改革を着実に進めるためには、全庁的な推進体制のもとで、進行管理を行いながら継続的に取組を進めていく必要がある。

（1）全庁的な推進

町長のリーダーシップのもと、全庁的に行政改革を推進する。各課は、本基本方針の趣旨を踏まえ、所管分野における具体的な取組を主体的に進めるものとする。

（2）庁内推進組織の設置

行政改革の進行管理、課題整理、取組状況の共有を行うため、庁内に推進組織を設置する。必要に応じて、各課横断的な検討体制を設け、重点課題に対応する。

（3）実施計画の策定

本基本方針に基づき、具体的な取組項目、実施時期、担当課、成果指標等を定めた実施計画を策定し、計画的に推進する。

（4）進行管理と公表

実施計画の進捗状況については、毎年度点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行う。あわせて、取組状況や成果について、分かりやすく公表し、行政改革の透明性を確保する。

8．おわりに

行政改革は、一時的な取組ではなく、将来にわたって持続可能な町政運営を支える継続的な実践である。本町を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた経営資源を最大限に活用しながら、住民福祉の向上と地域の持続可能性の確保を両立していく必要がある。

本基本方針に基づき、職員一人ひとりが改革の担い手であるという意識を持ち、住民、地域、関係機関と力を合わせながら、時代に即した行財政運営の実現に取り組むものとする。